



[アクセス]第50号

axeとは英語で斧(おの)のこと。
“小野からのたより”と覚えていただけたら幸いです。

節税のために知っておきたい 人件費に関する 税制のおはなし

いつも『axe』をお読みいただき、ありがとうございます。雨続きの夏が終わったと思ったら、早くも秋の気配を感じるこの頃。皆様、いかがお過ごしですか？

今回は、最近利用できるようになった人件費に関する税制についてお知らせします。税金が節約できるかもしれないお話です。

「そういえば、人件費が前期より伸びているなあ」と言われる経営者の皆さん、所得拡大促進税制が適用できるかもしれません(名称と内容が一致しますか?(笑))

これは、役員を除く使用人に対する給与等の支給額が、前期や前々期より2%以上増加している場合に、その増加額の10%を税額控除ができる制度です。

詳しく説明すると、次の3つの要件を満たした場合に適用されます。

・所得拡大促進税制が適用できる3つの要件

1) H25.4/1以後開始の事業年度で最も古い事業年度の前事業年度の給与等支給額より所定割合以上増加していること。

例) 3月決算の会社の場合

- H25.3月期の給与等支給額より
- H26.3月期は2%
- H27.3月期は2%
- H28.3月期は3%
- H29.3月期は4%
- H30.3月期は5%

2) 給与等支給額が前事業年度のものよりも増加していること

3) 平均給与等支給額が前事業年度を上回っていること

ただし、中小企業等の控除は法人税額の20%が上限となっていて、上限を超えた金額を翌期に繰り越すことはできません。

でも、全体の法人税額の20%まで税額が控除されるということは、最大控除ができた場合、80%の納税額に納まりますので、節税効果は大です。法人税額が安くなると、この法人税額を基に算出をする法人市民税や法人県民税まで安くなりますから、侮れません(笑)。「ちょっと気になるなあ」と言う方は、お気軽にご相談を。ひと声かけてください!

給与等支給額とは

役員及びその関係者は除いて計算。正社員、アルバイト、パート等。金額は決算に計上している金額で計算(未払計上している金額にて計算)。退職金は除く。

平均給与等支給額とは

上記の給与等支給額のうち、雇用保険一般被保険者の方で、前期、当期ともに在職されている方が対象。

計算式

$$\frac{\text{雇用保険一般被保険者給与等支給額}}{\text{雇用保険一般被保険者数(各月合計)}}$$



小野孝義

スタッフ日記

この秋、行きたいところ。

2年ほど前からキャンプ道具を揃えて、休日には家族キャンプをしています。本当は一人キャンプに憧れる今日この頃。山奥の湖畔でスナフキンのようにたき火したい…でもムリそうなので、妥協案で探したのが、高千穂にある標高1200mの四季見原キャンプ場。家族連れOKで、スナフキン気分も味わえる。早起きして、雲海を見下ろしながらコーヒーを飲むのが夢です。



福島 聡

北海道の道東に行ってみたくです。テレビで釧路湿原を見て、原生林の緑とあの広大さに「行ってみたい!」と。クルーズ船で知床岬をぐるっと周遊もしてみたい。船から岬のヒグマウォッチングもできるとか。日本で一番自然が残っている場所のような気がします。誰かが雲海を見下ろしたいって言ってましたけど、高い所苦手な私には理解できませんね(笑)。



坂木原望

9月に入所した池田です。大学時代に簿記2級を取りましたが、その後はイタリアンレストランで働きました。そこでオーナーがよく税理士に相談している姿を見て、自分も経営者の役に立てる人になろうと思いました。所長のもとで、私も中小企業のサポートができるよう頑張ります。最近ハマっているのは落語、行きたいところは友達がいる香港です。そのために目下、英語も勉強中。こんな私ですが、どうぞよろしくお願いします。



池田可奈子

9月に入所した田中です。学生時代に飲食店で働いていて、独立を志す人にたくさん出会いました。簿記の勉強もしていたので「会計事務所で働いて、独立を応援したい」と思い、この事務所を希望しました。感謝の気持ちをもって、お仕事を覚えていきたいと思います。皆様、どうぞよろしくお願ひします。最初の課題はペーパードライバーからの卒業。講習受けます!行きたいところはUSJ…で、近々行く予定。ハリー・ポッターの世界を観てきますね。



田中千絵



●小野さんの写真、眼鏡のフチがピカリと光って、ちょっと「デキル男」に見えますよ!(S.H様)
●坂木原さん、ビールのお供「だだ茶豆」…気になります(笑)。(蒲池玲様)

事務所と駐車場のお知らせ



駐車場① 50分100円・28台
桜十字病院側から入るほうが停めやすいです。

駐車場② 50分100円・5台/12台
広瀬病院横の路地沿いです。渡辺通り側に5台、その奥に12台あります。隣にある広い駐車場は30分100円と割高です。ご注意ください。



フジビルはセブンイレブンを目印に。1階玄関には弊所の看板があります。

小野孝義税理士事務所

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通1-12-9 渡辺通フジビル3F
TEL 092-791-1011 FAX 092-791-1012
Eメール ono@onotax.jp URL <http://www.onotax.jp>